銀行の引当開示の充実に向けて

銀行の引当開示の充実に向けた勉強会 2022年2月21日



はじめに1

本ペーパー公表の背景

- 金融庁は、2019年12月に公表した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」において、金融機関が自ら認識している信用リスクを、より的確に引当に反映するための見積りの道筋を示している。
- □ 以降、各金融機関がその経営戦略・融資方針等と整合的な形で引当の考え方の見直しを進める中、引当の方法の違いがより広がりを見せている。
- □ そうした中、財務諸表の比較可能性を向上させるため、「貸倒引当金の計上基準」や「重要な会計上の見積り」に係る注記の記載を充実させることで、自らの引当方法を丁寧に投資家等の財務諸表利用者に説明しようとする動きも見受けられる。
- 他方で、引当方法を見直す金融機関からは、どこまで開示の充実を図るべきか不透明であり、 情報開示の望ましい水準についての議論を求める声も聞かれる。

(参考) 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」P22

引当の目的が、将来の損失をより的確に見積もるという点にあることからすれば、融資ポートフォリオの信用リスクの実態をより的確に表現することを目指す本文書の方向性は、当局が金融機関の健全性を評価する際の視点として有用であるだけでなく、財務諸表利用者の意思決定にも有用なものとなり、その意味で財務諸表の比較可能性を向上させると考えられる。

他方、本文書の方向性に照らせば、<u>引当の見積方法が、各金融機関によって異なることが想定されるところ、財務情報の利用者が見積方法を理解することで財務諸表(引当額)を比較することを可能とするため</u>、個別債務者に関する憶測を招くような可能性に留意しつつ、<u>引当の計上基準に係る注記の記載を充実</u>させる等により、引当方針や引当の見積方法の開示を充実させることも重要である。

はじめに2

本ペーパー公表の目的

- □ 引当方法の見直しを受けた開示のあり方については発展途上にあるとの認識のもと、以下の点について、実態を把握し、望ましい開示について共有・議論することで、引当に関する開示の充実をより一層後押しする。
 - 1. 「貸倒引当金の計上基準」における特徴的な事例※1
 - 2. 「重要な会計上の見積り」における特徴的な事例※1
 - 3. 将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素

※1:主要行等(みずほFG,三菱UFJFG,三井住友FG,三井住友TH,りそなHD,新生銀行,あおぞら銀行)及び地域銀行(地方銀行及び第二地方銀行)の 2021年3月期有価証券報告書を対象として抽出

特徴的な事例に関する留意点

- 1.「貸倒引当金の計上基準」や2.「重要な会計上の見積り」において抽出している事例は、 開示事例に見られた一般的な記載よりも追加的な開示を行っている事例として、「特徴的な 事例」と位置付けるものである。
- また抽出している事例は例示に過ぎず、全ての金融機関に同水準のものを期待するものでは なく、事例に記載の引当方法について、当局が保証を与えるものでもない。
- 開示のあり方は、投資家等からのフィードバックを受けながら、常に洗練されていくべきものであり、事例を参考にする場合には、これらを機械的に模倣することなく、各金融機関の実態を踏まえた開示が行われることを期待する。

目次

◆ 投資家側等の声の総論		P4
♦ 1.	「貸倒引当金の計上基準」における特徴的な事例	
	- 現状の開示の分析結果	P6
	- 特徴的な事例	P7 - 10
	- 投資家側等の声	P11
♦ 2.	「重要な会計上の見積り」における特徴的な事例	
	- 現状の開示の分析結果	P13
	- 特徴的な事例	P14 - 16
	- 投資家側等の声	P17
♦ 3.	将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合について	
	- 考え得る開示要素	P19
	- 投資家側等の声	P20

投資家側等の声(総論)

▶ 投資家側等からの声として、アナリスト・監査人からは、後述する各論に対するご意見の他、本取組みに対するご意見、銀行の引当についての着目ポイントとそれらを踏まえて期待する開示事項についてのご意見等も頂戴した。

本取組みについて

- □ 貸倒引当金に関する注記は決算毎に着目しており、今回の取組みは、開示の充実が期待される意義深い取組みだと捉えている。
- 金融機関と貸倒引当金に関する対話を行う際、今回の取組みを通じて、有価証券報告書における追加 的な情報の開示に係る先行事例を把握することができる点は非常に有用である。

銀行の引当についての着目ポイントとそれらを踏まえて期待する開示事項

- □ 投資家が決算情報として着目しているポイントは、比較可能性、継続性、企業価値に与える影響などがあげられる。例えば、
 - ●比較可能性の観点からは、例えば銀行間の引当水準の比較を行うため、独自の算定式による数値指標を用いたりしているが、この数値比較がより意味を持つためには、背景にある各行の<u>引当に対する考え方(算定根拠)</u>がより開示されることを期待する。
 - ●継続性の観点からは、銀行毎の時系列分析を行うため、ある時期に引当の見直しを行っているのであれば、<u>その修正内容・修正理由・修正金額</u>がより開示されることを期待する。
 - ●企業価値に与える影響の観点からは、将来の損益計算書に対する影響等を把握するため、各行の引 当の動き方がある程度予見できることが望ましく、そのためには引当に対する考え方の他、<u>各行の</u> 将来見通しに関する情報がより開示されることを期待する。

その他

□ キャッシュ・フロー見積法の適用範囲(適用対象となる債務者区分や与信残高等の基準金額)や キャッシュ・フロー見積法による計上金額も開示されると有用だと思われる。

1.「貸倒引当金の計上基準」における特徴的な事例

現状の開示の分析結果(貸倒引当金の計上基準)

- ▶ 21/3期の有価証券報告書を対象に、注記事項である「貸倒引当金の計上基準」を分析した結果、追加的な情報の開示が見られた、いくつかのポイントが存在
- ▶ 当該ポイント毎に特徴的な事例を抽出

【開示事例に見られた一般的な記載】

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

・上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額(又は今後3年間の予想損失額)を見込んで計上しており、予想損失額は、 1年間(又は3年間)の貸倒実績(又は倒産実績)を基礎とした貸倒実績率(又は倒産確率)の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みな必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる 額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は〇〇百万円(前連結会計年度末は〇〇百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権について は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

【追加的な情報の開示が見られたポイント】※2

- 1 **貸倒実績率又は倒産確率の算出におけるグルーピング**を行っている場合は、そのグルーピングについて
- ② 破綻懸念先債権について、債権額から担保/保証の処分/回収可能見込額を控除した残額に対する、**必要と認める額の計上方** 法について
- 3 今後の予想損失額を見込む一定期間が、検査マニュアルで容認された1年又は3年以外の場合は、その期間について
- 4 予想損失額の算定において、過去の一定期間における貸倒実績率等の平均値に加える**必要な修正の内容**について

※2:ポイント①・③・④については、銀行等監査特別委員会報告第4号の「VI貸倒倒却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱い」(注3)(注10)において、開示が求められている事項であると同時に、多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられるポイントとして例示されている。

● 貸倒実績率又は倒産確率の算出におけるグルーピングについて

□ 貸倒実績率又は倒産確率の算出におけるグループを記載している事例

- - ※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。
- 貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2 区分(正常先上位、正常先下位)、要注意先3区分(要注意先上位、要注意先下位、要管理先)、破 綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。
- 上記以外の債務者(正常先、要注意先、要管理先)に係る債権については、貸出金等の予想損失額を 見込んで計上しており、予想損失額は、ポートフォリオの特性に応じて、一般事業法人向けローン、 不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス及び個人向け商品別にグルーピングを行って おります。一般事業法人向けローン、不動産ノンリコースローン及び個人向け商品については主とし て各々の債務者区分別の平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、プロジェクトファイナン スについては債務者区分別の平均残存期間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間におけ る平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
- 上記以外の債権については、<u>リスク特性を踏まえ、北米・欧州コーポレートローン、アジアコーポレートローンを切り出し3つのグループに区分した上で債務者区分毎の貸出金等の平均残存期間(各区分概ね3年)の予想損失額を見込んで計上</u>しております。予想損失額は、平均残存期間に対応した過去の一定期間における貸倒実績率又は倒産確率の平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績の傾向を勘案した将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

□ 破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法を記載している事例

- 現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。
 - ① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の 債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積 もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と 債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)に より計上しております。
 - ②上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控 除した残額(以下「非保全額」という)のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。
 - ア 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断して キャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除し た残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
 - イ 上記ア以外の債務者に対する債権については、<u>過去の一定期間における倒産確率等から算出した</u> <u>予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上</u>しております。

③ 今後の予想損失額を見込む一定期間について

□ 今後の予想損失額を見込む一定期間(1年又は3年以外)を記載している事例

<平均残存期間>

- 正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については<u>債権の平均残存期間に対応する期間</u>、 破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。(<u>平均残</u> 存期間は、要注意先上位44ヶ月、要注意先下位40ヶ月、要管理先41ヶ月)
- <u>債権の平均残存期間に対応する期間</u>の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております(<u>平均残</u> <u>存期間は、消費者ローン先は約7年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3~5年、要注意先</u> は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約4年となっております)。

△ 必要な修正の内容について

□ 必要な修正の具体的な方法を記載している事例

- 予想損失率は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の3算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加味して算定しております。
- 予想損失額は、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。
- 損失率は、原則として、直近5基準年度に係る貸倒実績率の平均値としておりますが、<u>直近2基準年度</u> に係る貸倒実績率の平均値と比較するほか、景気後退期のリスクを適切に織り込む対応として、より多 くの基準年度貸倒実績率の平均値を参照する等により必要な修正を加えて算定しております。

□ 必要な修正の理由、具体的な方法、金額を記載している事例(※重要な会計上の見積り注記の中で記載)

• この過去実績を基に算定した損失率への将来見込み等による調整については、特に、COVID-19の 拡大により、経済環境が急激に悪化していることを踏まえ、最近の期間における貸倒実績率又は倒産 確率の増加率を考慮し調整しており、当該調整による影響額は、30,846百万円であります。

□ 必要な修正を実施していない旨を記載している事例 (※重要な会計上の見積り注記の中で記載)

• なお、当連結会計年度は予想損失率の必要な修正を実施しておりません。

「貸倒引当金の計上基準」における特徴的な事例に対する投資家側等の声

貸倒実績率又は倒産確率の算出におけるグルーピングについて

- □ グルーピング情報は非常に重要と考える。融資ポートフォリオに応じたグルーピングを行い、グルーピング毎の与信 残高・損失見込期間・予想損失率やその考え方などが開示されていると、投資家をはじめ利害関係者に有用な情報と なるのではないか。
- □ 破綻懸念先以下については、与信残高に対する担保・保全の状況についても開示されると有用だと思われる。

破綻懸念先債権における、必要と認める額の計上方法について

■ 必要と認める額を計上している旨だけの記載では、その具体的な計上方法が不明のため、計上方法を具体的に開示することが有用だと思われる。

必要な修正の内容について

- 必要な修正を行った場合はその理由と具体的な方法に加えて、修正金額を開示した方が財務諸表利用者への情報として有用だと考えられる。
- □ 注記では毎期行われる可能性を考慮し「必要な修正を加えて」と記載しているが、必要な修正を行っていない期もあると思われる。そのため、必要な修正を実施していない場合には、その旨を開示していただきたい。
- □ 必要と認める額の計上方法については、継続的な重要な会計方針として「貸倒引当金の計上基準」としての記載が馴染むものもある一方で、決算ごとに状況が変わるような必要な修正の有無とその内容については会計方針というよりは、特徴的な事例のように「重要な会計上の見積り」注記としての記載が馴染むのではないかと考える。

今後の予想損失額を見込む一定期間について

□ 予想損失額を見込む期間として、平均残存期間以外の期間(例えば1年や3年)が採用される場合もある。しかし貸倒引当金は貸出金等から今後発生する損失を見込んで計上するものであることや比較可能性を高める観点からは、そのような場合でも、平均残存期間が明示されることは有用だと思われる。

2.「重要な会計上の見積り」における特徴的な事例

現状の開示の分析結果(重要な会計上の見積り)

- ➤ 21/3期の有価証券報告書を対象に、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計 基準委員会、2020年3月31日公表)に基づく注記事項である「**重要な会計上の見積り**」を分析した結果、追加的な 情報の開示が見られた、いくつかのポイントが存在
- ▶ 当該ポイント毎に特徴的な事例を抽出

【開示事例に見られた一般的な記載】

(重要な会計上の見積り)

- 1 貸倒引当金
- 1.当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度

(2021年3月31日)

貸倒引当金

XXXX百万円

- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - (1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出 先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【追加的な情報の開示が見られたポイント】

- 1 貸倒引当金を注記対象とした重要性の判断理由について
- 2 新型コロナウイルス感染症が引当に与える影響について
- 3 主要な仮定(過去の貸倒実績率を将来の予想損失率として使用している場合はその理由等)について

□ 貸倒引当金を注記対象とした重要性の判断理由を記載している事例

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した項目であって、翌連結会計年度 に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、 貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要な ものと判断しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計 年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

連結財務諸表において、貸出金は総資産の約半分を占める主要な資産であり、貸出金の信用リスクにか かる貸倒引当金の計上は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当 金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

2

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により貸倒引当金の追加計上を行っている旨とその方法を記載している事例

- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている債務者のうち、その影響が個々の債務者の 財務内容及び業績に現れていないと認められる債務者並びにその影響が長期化すると見込まれる業種の債務者 に係る債権については、信用リスクが高まっているものと仮定しております。 こうした仮定のもと、予め定めている償却・引当基準に則り、当該債務者の<u>債務者区分を引下げたものとみ</u> なし貸倒実績率に必要な修正を加え見積る方法により貸倒引当金を追加計上しております。
- なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しています。(中略)

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により貸倒引当金の追加計上を行っている旨とその方法、追加計上金額を 記載している事例

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定期間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、<u>貸倒実績に必要な修正を加えた予想損失率</u>により、当連結会計年度において、<u>貸倒引当金283百万円を追加計上</u>しております。
- 特定の債務者について、足元の業績、新型コロナウイルス感染症が今後の業績に与える影響等を<u>総合的に勘案</u> して債務者区分を見直し、貸倒引当金を4.742百万円計上しています。

□ 過去の貸倒実績率等を使用している場合に、その理由を記載している事例

- 過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分 のうち、正常先、要注意先(貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む)、破綻懸念先については、 過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒 引当金として計上しております。
- キャッシュ・フロー見積法適用債権を除き、正常先債権については総体として過去に有していた正常 先債権、その他の要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管 理先債権については総体として過去に有していた要管理先等債権と同程度の損失が発生するという仮 定をおいております。
- 資本性適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除き、正常先債権については過去に有し ていた正常先債権、要管理先債権については過去に有していた要管理先債権、その他の要注意先債権 については過去に有していたその他の要注意先債権と同程度の損失が発生するという仮定をおいてお ります。要管理先である管理支援先債権については過去に有していた破綻懸念先債権、その他の要注 意先である管理支援先債権については過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するとい う仮定をおいております。

□ 主要な仮定を具体的に記載している事例

なお、「見做し債務者区分」の検討にあたっては、一定の景気回復シナリオ及び貸出先の売上高の増減予測に 基づき2021年度に入手予定の貸出先(上場企業等を除く)の財務諸表における財政状態を推定しております。 その主要な仮定は、以下のとおりであります。

景気回復シナリオ	2020年度が景気の谷であり、ワクチン接種の拡大で感染症の影響は抑	
	制され、2021年度以降に景気は回復に向かうと仮定	
貸出先の売上高増減予測 外部機関が発表した業種別売上高増減予想と同程度の影響を受けると		
	仮定	

「重要な会計上の見積り」における特徴的な事例に対する投資家側等の声

貸倒引当金を注記対象とした重要性の判断理由について

□ 銀行業等における貸倒引当金の重要性はある程度共通認識があると考えられる一方で、重要な会計上の見積り注記の対象となり得る他の項目(例えば、繰延税金資産や固定資産の減損)も勘案すると、銀行がどのように重要性を判断しているのかを示すことは有用と思われる。

新型コロナウイルス感染症が引当に与える影響について

- 新型コロナウイルス感染症が与える影響に関しては、具体的に自行のポートフォリオにおける影響を受ける可能性の高い債務者の業種やその金額などの記載があった上で、それに対してどのような引当金の積み増しを行ったのかの金額的影響を記載していくことが、銀行のコロナ影響に対する将来的なリスク認識の程度を理解するには有用な情報と思われる。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による損失に備えるため、キャッシュ・フロー見積法を適用するようになったと単に記載している事例がいくつか見受けられる。しかし、キャッシュ・フロー見積法を適用するようになったのであれば、その債権の将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができるようになった背景も記載することが有用と思われる。

主要な仮定について

■ 主要な仮定については、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」について記載している事例が一般的なようであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による追加引当を行っている場合や、その他過去実績から必要な修正を行っている場合には、その中で主要な仮定を置いていることが想定されるため、その仮定の内容について具体的に記載することが、有用と思われる。

3. 将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合について

将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素

▶ 将来予測情報を活用した新たな引当方法を採用又は検討している金融機関からは、情報開示の望ましいあり方についての議論を求める声が寄せられている。

採用した将来予測情報を活用した引当方法について、会計上の見積りの前提として、経営陣が置いている一定の仮定をより丁寧に投資家等に説明していくことが重要であると考えられる。特定の業種や個別債務者等に憶測を招くような可能性に留意しつつ、例えば以下の開示要素が考え得るか。

• 将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景について

例えば、

- 分析の結果、自行の融資ポートフォリオが景気変動の影響を受けやすいため、景気変動に備えた 引当が必要と経営陣が認識している点
- モデル等の内容について
 - 以下を含むモデルの概要 (考え方)
 - マクロ経済指標を採用した場合は、その内容、数値及び根拠
 - シナリオを用いた場合は、その内容
 - 複数シナリオを用いた場合は、各シナリオのウエイト付けの方法
 - モデルで捕捉できないリスク等
 - 定性的要因を基に貸倒引当金を追加計上している場合は、当該調整内容や調整金額
- 最善の見積りのための態勢について
 - 引当の見積りプロセスにおいて考慮される変数のうち、機械的に算出される変数と、経営陣の判断を要する変数は、それぞれどのようなものがあるか。

(特に、経営陣の判断を要する変数については、恣意性を伴うという課題にどのように対応しているのか)

- より的確な見積りを行うための改善に向けて、バックテスト等を含むモデルの検証についての取締役会等 によるガバナンスを含む態勢を整備しているのか。

将来予測情報を活用した引当方法を採用した場合に考え得る開示要素に対する投資家側等の声

総論

- □ 将来予測情報を活用した引当方法を採用している金融機関は少数に留まっているが、開示内容について将来予測に関連する具体的な記載は行われていない場合が多いため、開示の充実が望まれる。
- □ まずは、将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景と採用指標とモデルの考え方を開示し、例えば、事後検証を重ねるトライ&エラー等を通じて、モデルが安定化できてきたところで、モデルの内容(採用するマクロ経済指標の予測値等)を開示するといった、段階的な開示の拡充も考えられるか。

将来予測情報を活用した引当方法を採用した背景について

■ 将来予測情報を活用した引当方法を初めて採用した年度には、「会計上の見積りの変更」に係る注記の中で、その背景が記載されることが望ましいが、採用した年度の翌年度以降については、背景を繰り返して記載することは不要ではないかと考えられる。

モデル等の内容について

- □ どういう考え方で動くモデルなのか、どういう将来見通しを考えているのか、モデルの具体的な算定式の開示までは 難しくとも、モデルのロジックやシナリオの内容を具体的に示してほしい。
- 採用するマクロ経済指標を具体的に示せるのであれば、具体的な数値(又はそのレンジ)が記載されることが、モデルを評価する上で有用と考えられる。また、どのくらいの期間のマクロ経済指標のデータ推移をみているのか、モデルの見直しのサイクルについての開示も有用な情報となる。
- □ 定性的な調整が行われている場合には、前述の予想損失率に関する「必要な修正」と同様に、調整方法だけでなく、 調整の背景や調整金額についても開示が行われることが望まれる。

最善の見積りのための態勢について

□ 昨年11月に金融庁より公表されている「モデル・リスク管理に関する原則」等を踏まえ、将来予測情報を活用した引当方法において適用しているモデルに関して、どのようなモデル・リスク管理態勢を構築しているのかについて記載することが、より望ましい。

勉強会にてご議論いただいたメンバー(敬称略)

- ◆銀行アナリスト
 - 野村證券株式会社 高宮 健
 - JPモルガン証券株式会社 西原 里江

(敬称略・五十音順)

◆日本公認会計士協会

◆全国銀行協会